

日本植物細胞分子生物学会謝金規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本植物細胞分子生物学会（以下「本学会」という）の主催事業等に伴う各種謝金の支払いの基準を示すものである。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、本学会が主催する学術大会、学会企画シンポジウム、研修会、講習会などにおいて、講演、講義、実技指導などを行う講師に対して支払われる金銭をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程に示す基準は、原則として本学会が主催もしくは共催する学術大会、学会企画シンポジウム、研修会、講習会などに適用する。

(謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は、別表の通りとする。

2. 講師には、本学会が定める旅費規程を準用して、交通費実費ならびに宿泊を要する場合は宿泊費を支払う。

(協議処理)

第5条 第3条に定める適用の範囲及び第4条に定める謝金の基準額に抛らない事由が生じた場合は、その都度、学会三役（会長、幹事長、会計幹事）が協議して決定するものとする。

(規程の改廃)

第6条 本規程を改正または廃止する場合は、代議員総会の承認を必要とする。

2. 第4条に定める別表は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規程は、2017年9月1日から施行する。